

## 1. これまでの経緯、準備状況総論

(財)自動車リサイクル促進センター(以下、当財団)は平成12年11月に使用済自動車の適正処理及びリサイクルの促進を図るために設立されて以来、自動車リサイクルに関する諸々の活動に取り組んできた。昨年10月からはフロン回収破壊法に基づき、自動車メーカー等の委託を受けてフロン類の引取・破壊システムの運営を行っている。

当財団の自動車リサイクルに関する活動の中で積み上げてきた知見・ノウハウが、今回の自動車リサイクル法に規定する指定法人の業務にも大いに活用できることから、平成15年1月に当財団内にリサイクル法対応準備室を設置して指定法人業務に関し検討・準備を進めた結果、6月24日付で自動車リサイクル法に規定されている資金管理業務、再資源化等業務、情報管理業務を行う指定法人として経済産業大臣及び環境大臣より指定を受けた。

本指定を受け、7月1日以降は新体制(別添1「機能図」、別添2「(財)自動車リサイクル促進センター概要」参照)12月1日現在人員は指定法人機能だけで役員を含み33名)のもと、指定法人業務を適正かつ確実に実施すべく、自動車リサイクルシステムの構築・運用・管理に万全を期していく。

直近の課題は、主務大臣認可事項である各指定法人業務別の業務規程の作成であり、本年中を目途に認可申請を行う予定。

また、透明性・公正性を十分に確保して社会から十分な信頼を得るべく、情報公開や役職員の業務上の倫理規範に関する規程等も整備した。

## 2. 情報システムの準備状況

### 概略スケジュール

10月末で骨格となる概念設計を完了、現在詳細設計開発中。施行日の数ヶ月前からシステムの試行が可能となるよう、万全の体制でのぞむ。

### 開発体制

概念設計は(社)日本自動車工業会等が当財団及び主務官庁と連携をとりつつ推進。

概念設計の完了したものは(社)日本自動車工業会等と当財団が連携の上詳細設計・開発に着手。

運用に関わる場所は、当財団が他の関連団体と連携をとり企画・検討中。

## 3. 資金管理業務諮問委員会における検討状況

「資金管理業務諮問委員会」は、資金管理の公正性や透明性を確保するため、学識経験者や消費者の声を代表する方々により、自動車所有者の方々からお預かりした資金の運用や剰余金の取扱いその他の資金管理業務の実施に関する重要な事項について調査審議いただくために設置が法定されているもの。(別添3「資金管理業務諮問委員会の位置付けと今後のスケジュール」及び別添4「資金管理業務諮問委員会名簿」参照。委員長は永田勝也早稲田大学教授。)

現在、既に2回(10/17,11/13)諮問委員会を開催。議事次第は以下の通りであるが、主に資金管理業務規程(案)(別添5「資金管理業務規程(案)のポイントについて」参照)及び運用方針の基本的考え方について審議を行っていただいている。当日資料、議事概要及び議事録については当財団のホームページ等で公開。

### 第1回(平成15年10月17日開催)

1. 自動車リサイクル法の概要と資金管理センターの役割等について
2. 資金管理業務規程(案)について

### 第2回(平成15年11月13日開催)

1. 資金管理業務規程(案)及び事業計画書(案)・収支予算書(案)について
2. 経理処理の基本的考え方について
3. 運用方針に関する基本的考え方(案)について

また、指定再資源化機関が行う離島・不法投棄対策に対する資金管理法からの剰余金の出えんについて、専門的な事項を集中審議するため、「離島対策等検討会」を資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置する。

## 4. 理解普及活動について

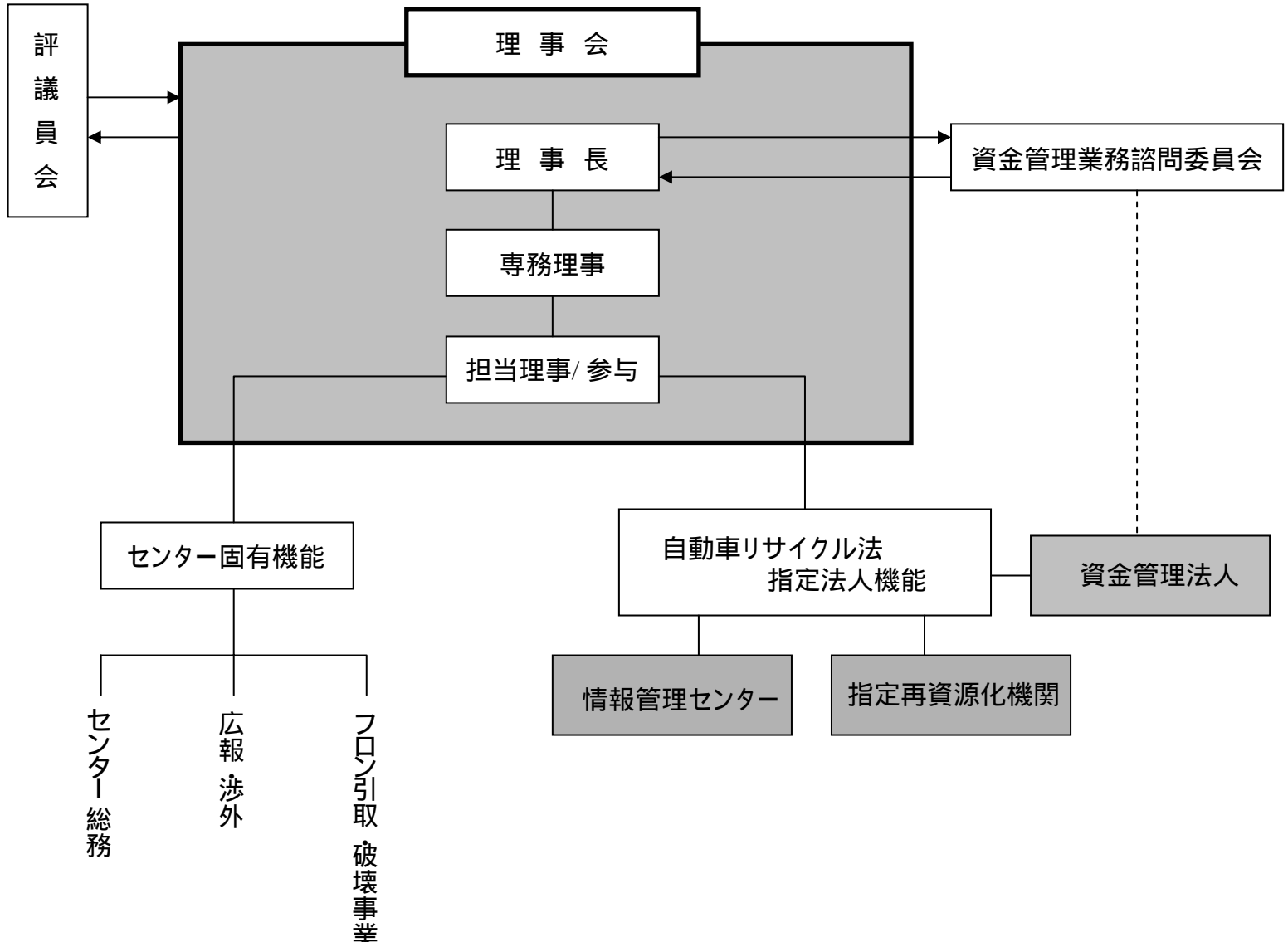
これまでに例の無い大規模な社会システムであるリサイクルシステムの円滑な運営の為に極めて重要な要素との位置付けている。

関係事業者の方々に対しては、既に国主催で2回の制度説明会が行われているが、平成16年2月頃から順を追って当財団及び(社)日本自動車工業会を主体にして費用徴収やシステム取りまわしの関連業者説明会を実施予定。施行に向けて運用面の詳細な説明の必要性が増加していくことから各関係への説明を不断かつ十分に行う予定。

自動車所有者・一般ユーザーの方々に対しての制度の広報は極めて重要なものと認識しているが、内容、使用媒体等につき(社)日本自動車工業会、主務官庁と連携して吟味した上で、特に来年度から本格的な広報を行う予定。

以上

(財)自動車リサイクル促進センター：機能図



**(財)自動車リサイクル促進センター概要**

1. 設 立 平成12年(2000年)11月22日
2. 所在地 東京都千代田区有楽町1-4-1 三信ビル3階  
(平成16年1月中旬より 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階)  
TEL:03-5532-1491 MAIL:r-center@jarc.or.jp URL:http://www.jarc.or.jp/
3. 理事長 平岡 正勝 (京都大学名誉教授)
4. 役 員 19名(うち常勤3名 専務理事、常務理事、資金管理担当理事)
5. 職 員 50名(役員等含む うち指定法人機能33名)
6. 賛助会員(基本財産等出資団体)  
(社)日本自動車工業会 (社)日本自動車部品工業会  
(社)日本自動車販売協会連合会 (社)全国軽自動車協会連合会  
日本自動車輸入組合 (社)日本中古自動車販売協会連合会  
(社)日本自動車整備振興会連合会 (社)日本鉄リサイクル工業会  
(財)日本自動車研究所
7. 主務官庁 経済産業省 国土交通省 環境省
8. 事業内容  
(1) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する調査・研究  
(2) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する普及・啓発  
(3) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する情報の提供  
(4) 自動車のリサイクル及び適正処理に関するシステムの運営・管理  
(5) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する内外関係機関等との交流及び協力  
(6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づき資金管理業務  
(7) 自動車リサイクル法に基づき再資源化等業務  
(8) 自動車リサイクル法に基づき情報管理業務
9. 基本財産 1億円

以上

## 資金管理業務諮問委員会の位置付けと今後のスケジュール

### (1) 資金管理業務諮問委員会の位置付け・審議内容

#### 資金管理業務諮問委員会の位置付け

自動車リサイクル法においては、シュレッダーダスト等の再資源化等に必要となる費用を、リサイクル料金等(再資源化預託金等)として自動車所有者から原則新車販売時に資金管理法人が收受し、当該自動車在使用済となり、その再資源化の費用に充当されるまでの長期にわたり管理する制度となっている。

このため、多額の資金を安全にかつ、公正に管理することを担保するため、自動車リサイクル法上、資金管理業務諮問委員会を資金管理法人に設置し、資金管理業務の適正な遂行を管理する制度となっている。

#### <自動車リサイクル法上の規定>

「資金管理法人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる(法第99条第2項)」

#### 資金管理業務諮問委員会の具体的審議事項

- イ) 資金管理業務規程(主務大臣の認可・公表が必要)の審議。
- ロ) 資金管理法人の事業計画書及び収支予算書(主務大臣の認可・公表が必要)の審議。
- ハ) 資金管理法人の事業報告書及び収支決算書(主務大臣に提出後公表が必要)の審議。

経理状況については、四半期ごとの公表を想定。

#### ニ) リサイクル料金等(再資源化預託金等)の運用

リサイクル料金等の運用は、自動車リサイクル法上、主務大臣の指定する国債その他の有価証券、金融機関への預金又は郵便貯金、金銭信託以外は行えないよう制限されているが、具体的な運用方針、資金運用計画を策定し、実績をフォロー。

#### ホ) 剰余金(特定再資源化預託金等)の取扱い

再資源化に充当する必要がなくなったものの、払い込んだ自動車所有者には返還ができないため剰余金となったリサイクル料金等については、主務大臣の承認・認可を前提に、離島対策・不法投棄対策等に使用することが、自動車リサイクル法上明記されているところ、その具体的な用途等について検討・フォローを行う。

### (2) 今後の審議スケジュール(予定)

四半期ごとの情報開示に対応して原則年4回開催する方向。ただし、施行準備期間中は資金管理業務規程(案)等を集中的に審議すべく以下の審議スケジュールを想定。

10月17日(金): 第1回資金管理業務諮問委員会開催

- ・自動車リサイクル法の概要確認
- ・自動車リサイクル法における資金の流れと資金管理センターの役割の確認
- ・資金管理業務諮問委員会の位置付けと今後のスケジュールについて
- ・資金管理業務規程(案)の審議

11月13日(木): 第2回資金管理業務諮問委員会開催

- ・資金管理業務規程(案)の審議
- ・平成15年度事業計画(案)、収支予算(案)の審議
- ・資金運用の基本方針についての論点整理・フリーディスカッション
- ・経理処理の基本方針に関する審議

16年3月上旬頃: 第3回資金管理業務諮問委員会開催

- ・平成16年度事業計画(案)・収支予算(案)の審議
- ・資金運用の基本方針についての審議

5月末頃: 第4回資金管理業務諮問委員会開催

- ・資金管理法の平成15年度事業報告・収支決算の審議
- ・資金管理料金、各種手数料案の審議

10~11月頃: 第5回資金管理業務諮問委員会開催

- ・資金運用基本方針の確認及び年度運用計画の審議

(3) 資金管理業務諮問委員会の情報公開の在り方について

公表の考え方

資金管理業務の運営の透明性を確保し、広く社会の理解を得るよう最大限努めることが重要であるため、資金管理業務諮問委員会の議事内容については原則公開とする。会議の傍聴は原則なしとする。

公表資料

イ) 議題、議事概要、会議資料(ただし、個別の自治体や関係者の情報については、必要に応じて非公開とする旨を委員会で決定する)

会議開催後、原則1週間以内に公表の予定

ロ) 議事録(発言者無記名)

会議開催後、原則1月以内に公表の予定

公表の方法

(財)自動車リサイクル促進センターのホームページにて公表。

以上

資金管理業務諮問委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

- |     |       |                              |
|-----|-------|------------------------------|
| 委員長 | 永田勝也  | 早稲田大学理工学部教授                  |
| 委員  | 酒井伸一  | 国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長  |
| 委員  | 辰巳菊子  | 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事 |
| 委員  | 細田衛士  | 慶應義塾大学経済学部長                  |
| 委員  | 松田美夜子 | 富士常葉大学環境防災学部助教授              |
| 委員  | 米澤康博  | 横浜国立大学経営学部教授                 |
| 委員  | 渡辺俊之  | 日本公認会計士協会常務理事                |

## 資金管理業務規程（案）のポイントについて

### 1 総論

資金管理業務規程（案）においては、自動車リサイクル法の規定に基づく以下の資金管理法人の役割を全て網羅。

リサイクル料金等の収受

預託の証明

預託されたリサイクル料金等の管理・運用

利息の付与

自動車製造業者等への払渡し

中古車輸出時のリサイクル料金等の返還

剰余金（特定再資源化預託金等）の確定と出えん

あわせて、業務運営の公開性・透明性を確保する観点から、自動車リサイクル法に規定がある措置を当然に網羅することに加えて、各種の取り組みを積極的に行う旨を資金管理業務規程（案）に盛り込んでいる。

### 2 各論

特に、リサイクル料金等の収受と預託の証明の実務、リサイクル料金等の運用、中古車輸出時のリサイクル料金等の返還実務、離島対策等検討会の設置、業務運営の公開性・透明性確保のための取り組み、の各論についてのポイントは以下のとおり。

#### （1）リサイクル料金等の収受の方法〔業務規程（案）第3章関係〕

##### 新車購入時預託

（自動車リサイクル法施行後販売される自動車は、新車登録・検査時までにはリサイクル料金等の預託が必要）

##### イ）義務者存在車（リサイクル義務を果たす自動車製造業者等（国内の自動車製造業者及び海外自動車製造業者から直接輸入（契約輸入）を実施する事業者）が存在する自動車）についてのリサイクル料金等の預託

既存の新車販売ルートを最大限活用することとし、新車購入時にリサイクル料金等を預託する仕組みとする。

具体的には、資金管理センターは、自動車製造業者等に新車販売業者等でリサイクル料金等を収受することを委託する。

資金管理センターにおいては、自動車製造業者等が公表するリサイクル料金情報については、公表された時点で自動車製造業者等から情報提供を受け、把握・保有することが可能となるシステムを構築する予定。

資金管理センターにおいては、リサイクル料金等の収受を委託した自動車製造業者等から出荷情報が送信された時点で、確実にリサイクル料金等の収受がなされるとみなし、リサイクル料金等が預託されたものと認識する。

現在検討が進められている自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の登録・検査、保管場所証明、自動車諸税の納税等の各種手続をオンラインで一括して行うことができるサービス）制度開始後においては、自動車製造業者等が完成検査証等情報を国土交通大臣等に送信する際に合わせて預託保証済情報も送信し、当該情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中であるが、これについては、ワンストップサービス制度についての検討にあわせて、適宜のタイミングで資金管理業務規程を改正して対応する方向。

## ロ）義務者不存在車（リサイクル義務を果たす自動車製造業者等が存在しない自動車） についてのリサイクル料金等の預託

個人輸入車、並行輸入車などの義務者不存在車の場合は、自動車所有者等からリサイクル料金等の決定に必要な情報とともに預託申請を受け、その後当該情報をもとに再資源化支援部が設定したリサイクル料金について、自動車所有者等が郵便局・コンビニエンスストア等を利用して払い込むことにより預託を受ける。

具体的な実務イメージは以下のとおり。

リサイクル料金等の預託申請・設定・通知

- ・義務者不存在車を輸入した者は、FAX又は郵送により資金管理法人に預託申請する（リサイクル料金の設定に必要な情報（排出ガス試験成績表の写し等）についての提出も受ける。）
- ・資金管理センターは再資源化支援部へリサイクル料金の設定を依頼。
- ・再資源化支援部によってリサイクル料金が設定され、設定された額を資金管理センターは預託申請者へ郵送等により通知。

リサイクル料金等の預託

- ・預託申請者は郵便局、コンビニエンスストア等を利用してリサイクル料金等を預託。資金管理センターは、リサイクル料金等が預託された事実を確認した後、リサイクル券及び預託確認用シールを預託申請者に郵送にて送付。

## 継続検査時預託、構造等変更時預託及び中古新規登録・検査時預託

（自動車リサイクル法の本格施行時の既販車のうち継続検査又は中古新規登録・検査を受けるものは、最初の継続検査、構造等変更又は中古新規登録・検査時まで（当初3年間）にリサイクル料金等の預託が必要。実際は、多くの場合、継続検査時等の時点でリサイクル料金等の預託が行われることが想定される。）



3年間の時限措置であることやリサイクル料金の額が個別自動車毎に異なりうるという実態を踏まえつつ、コストの最小化と関係の自動車所有者・事業者の利便（円滑な車検等実務）の観点から実務を構築するため、車検実務の実態に応じて以下の預託方法を採用することとする。

継続検査時等のリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預託確認が当初3年間の時限措置とされていることから、必要以上のコストを要して恒久的な収受体制を準備することは極めて非効率。

各自動車製造業者等及び個別自動車ごとにリサイクル料金は異なりうるものとなっているため、フロン回収破壊法における自動車フロン券のように一律の金額を郵便局・コンビニエンスストア等を活用して収受することが不可能であり、また、リサイクル料金等が記載された振込用紙を個々の自動車所有者に送付することは、未到達となることも多いという点で実効性に疑問があることに加えて、資金管理センターが自動車所有者の氏名・住所等の個人情報を入力・保有することは個人情報保護の観点で好ましくない。

#### イ) 認証整備事業者経由検査等に対応したリサイクル料金等の預託

【 別添 5 - 2 参照 】

資金管理センターは、運輸支局等内又は近傍に専用端末を設けてリサイクル料金の照会及び請求書の発行等に応じ、かつ、資金管理センターが運輸支局等内又は近傍の団体に委託することにより、リサイクル料金等を収受する。

#### ロ) 指定整備事業者経由検査等に対応したリサイクル料金等の預託

【 別添 5 - 2 参照 】

リサイクル料金等の預託は指定整備事業者等に現車が持ち込まれた時点で行うこととし、リサイクル料金等の収受に必要な業務を資金管理センターが指定整備事業者等に委託する。

この場合、指定整備事業者等は、インターネット経由又はファクシミリ等の手段によりリサイクル料金の預託申請等を行い、指定整備事業者等からの口座引落とし又は郵便局を利用したの払込みやコンビニエンスストアにおける払込みにより、リサイクル料金等の送金を受ける。

#### 引取時預託

( 制度施行時の既販車のうち車検等を受けずに使用済となるもの。構内車、後付装備分は、使用済となって引取業者に引き渡すときまでにリサイクル料金等の預託が必要 )

【 別添 5 - 2 参照 】

資金管理センターは、引取業者にリサイクル料金等の収受に必要な業務を委託する。この場合、引取業者は、インターネット経由又はファクシミリ等の手段によりリサイクル料金の預託申請等を行い、引取業者からの郵便局等を利用しての払込みやコンビニエンスストアにおける払込み等により、リサイクル料金等の送金を受ける。

## (2) 預託の証明 【業務規程第4章関係】

資金管理センターは、リサイクル料金等が預託された場合、自ら又は委託により、預託を証明する書面（預託証明書）としてリサイクル券を発行する。

自動車リサイクル法の本格施行後（正確には1月後の平成17年2月1日から）の新規登録・検査時と継続検査、構造等変更検査又は中古新規登録・検査時（継続検査、構造等変更検査及び中古新規登録・検査については3年間のみの時限措置）に預託証明がなされない場合には国土交通大臣等は登録・検査を行わない制度であるが、国土交通大臣等による預託確認実務を円滑なものとするために、資金管理センターは下記の業務を行い、当該押印又は預託確認用シールの貼付がある書類を国土交通大臣等に提示する預託証明書とする。

### 新車購入時預託

#### イ) 義務者存在車の場合

資金管理センターが自動車製造業者等に委託して、自動車販売業者等によりリサイクル料金等が預託済みである旨の押印を譲渡証明書等に行う（当該押印を国土交通大臣等が確認する）。

#### ロ) 義務者不存在車の場合

資金管理センターが自動車所有者に対し、自動車通関証明書等に貼付する預託確認用シールを交付する（当該シールの貼付を国土交通大臣等が確認する）。

### 継続検査時預託、構造変更等検査時預託及び中古新規登録・検査時預託

資金管理センターが運輸支局等内又は近傍の団体に委託して、リサイクル料金等が預託済みである旨の押印を、継続検査時預託及び構造変更等検査時預託の場合には自動車検査証等に、中古新規登録・検査時預託の場合には一時抹消登録証明書等に行う（当該押印を国土交通大臣等が確認する）。

### (3) リサイクル料金等の運用 【業務規程第5章関係】

将来確実に発生する払渡し・返還に対応するため、自動車所有者から預託されたりサイクル料金等を安全・確実な方法により管理・運用する。

このため、資金管理センターは、自動車リサイクル法において規定された以下の運用方法の範囲内で、運用の基本方針を策定し、これに基づき預託されたりサイクル料金等の運用を行う。

- ）国債その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する有価証券の保有
- ）銀行その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- ）信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

運用の基本方針は、外部機関の知見も活用しつつ将来の経済環境等も踏まえて策定する予定。元本確保を原則としつつ、将来の金利動向の変動や各種リスクを想定して総合的に検討する必要があると考えられるが、資金管理業務諮問委員会において具体的な御審議をいただく予定。

毎事業年度、運用の基本方針に基づく年度運用計画を策定し、これによりリサイクル料金等の運用を行う。年度運用計画は資金管理業務諮問委員会で審議し、策定後に公表することとする。

四半期ごと、年度ごとに、預託されたりサイクル料金等の管理・運用状況を資金管理業務諮問委員会へ報告し、これを公表することとする。

運用は自ら又は外部に委託して行うこととし、外部に委託する場合は、委託先の選定について別に理事長が定める調達規程に基づき、原則競争入札の方法によることとする。運用状況については毎月報告を受ける等により、適正な運用を担保する。

リサイクル料金等の運用利益金をもとに、個々の預託されたりサイクル料金等について、自動車製造業者等からの払渡し請求、中古車輸出時の返還請求又は剰余金(特定再資源化預託金等)の取扱いの承認・認可申請時に利息を付すが、利息算出のために使用する毎年度の利率については、資金管理業務諮問委員会の調査審議を経て、毎年度公表することとする。

#### (4) 中古車輸出時のリサイクル料金等返還の実務〔業務規程第7章関係〕

リサイクル料金等が預託済みの自動車が中古車として輸出された場合には、当該自動車の所有者（主として輸出業者を想定）の返還請求に応じてリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）を返還するが、資金管理センターは、返還に当たり、当該自動車について適切な輸出が確実になされたものかどうか等を確認する。

具体的には、申請者に以下の書類の提出を求めることに加えて、資金管理センターにおいて、国土交通大臣等より輸出抹消登録等の情報提供を受け、当該情報の有無についても確認を実施することとする。

##### 適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類

- ・輸出許可書の写し（輸出自動車の車台番号が記載されているもの）
- ・船荷証券の写し（輸出自動車の車台番号が記載されているもの）

##### 自動車を輸出しようとした時点の自動車の所有者が確認できる書類

- ・改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し  
（構内車の輸出の場合は輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）が存在しないため、この場合に限り当該証明書は不要。）

携行品扱いでの輸出手続きの場合など上記の書類が整わない場合には、リサイクル料金等（資金管理料金部分を除く。）の返還は不可能となる。

返還申請者には、預託されていたリサイクル料金等から生じる利息についても払い渡すが、資金管理センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて定める手数料分を相殺して払い渡すこととする。

#### (5) 離島対策等検討委員会の設置〔業務規程第9章関係〕

指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター再資源化支援部）が行う離島・不法投棄対策に対する資金管理センターからの剰余金の出えんについて、専門的な事項を集中審議するため、「離島対策等検討会」を資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置する。

#### (6) 業務運営の公開性・透明性確保のための取組み〔業務規程第2章、第9章、第10章、第11章等関係〕

上記について、主要なものは以下のとおり。

学識経験者、消費者代表からなる資金管理業務諮問委員会を設置し、資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議。さらに指定再資源化機関が行う離島・不法投棄対策に対する剰余金の出えんについて、専門的な事項を集中審議する「離島対策等検討会」を資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置する

事業計画・収支予算の資金管理業務諮問委員会等での調査審議及び経済産業・環境大臣の認可・公表。事業報告・収支決算の資金管理業務諮問委員会等での調査審議及び経済産業・環境大臣への提出・公表。

#### 区分経理の実施

経済産業・環境大臣の承認・認可を得た剰余金に係る勘定、それ以外のリサイクル料金等に係る勘定、その他の一般勘定の3区分で経理を行い、(財)自動車リサイクル促進センターのその他の経理とも区分して整理。

#### 監査法人による外部監査(会計監査・業務監査)の実施

#### 広く社会の理解を得るように努めるための情報公開の実施

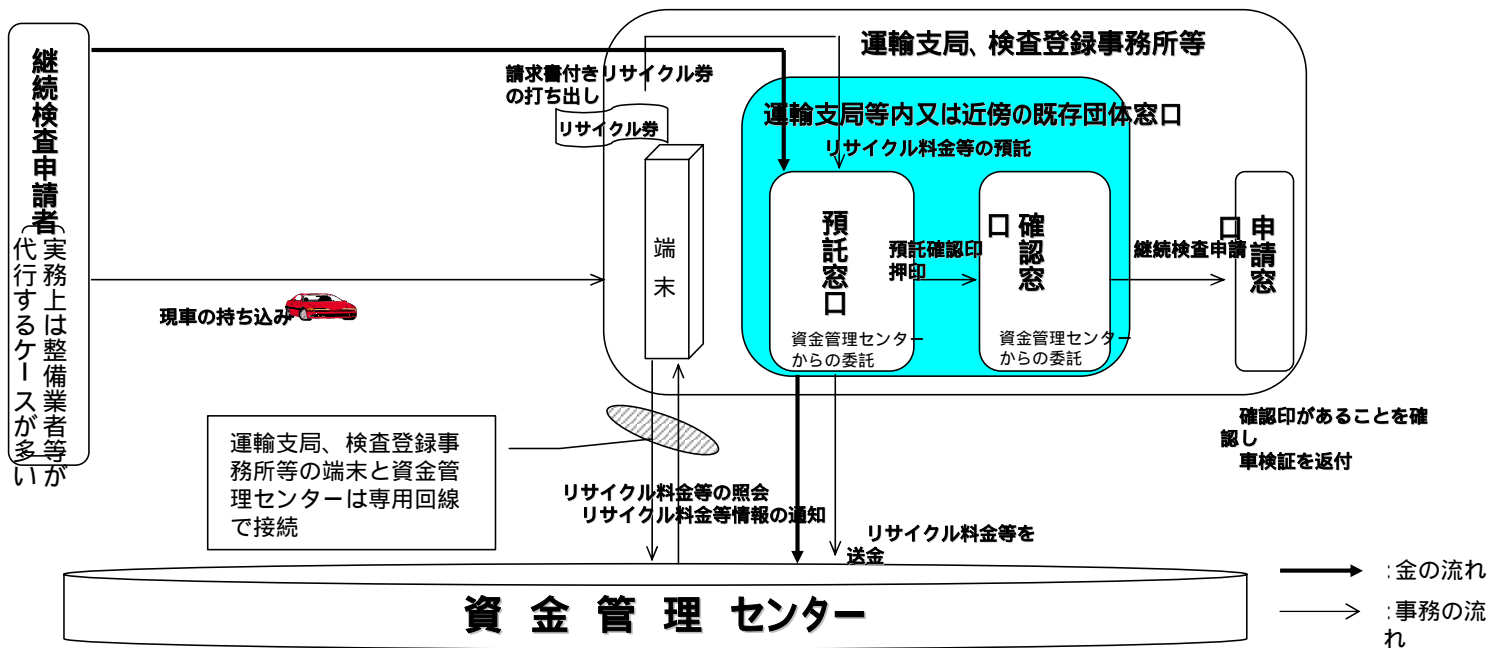
理事長が別に定める情報公開規程により情報公開を行う。資金管理業務規程、資金管理業務細則、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算報告書、年度運用計画等を公開するとともに、原則四半期ごとに財務状況を公表する。

資金管理業務に携わる役職員は、理事長が別に定める倫理規程に基づき公正な職務遂行を行い、職務遂行の公正さに対する疑念や不審を招くような行為を行わない。

役員、評議員、資金管理業務諮問委員、離島対策等検討委員会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

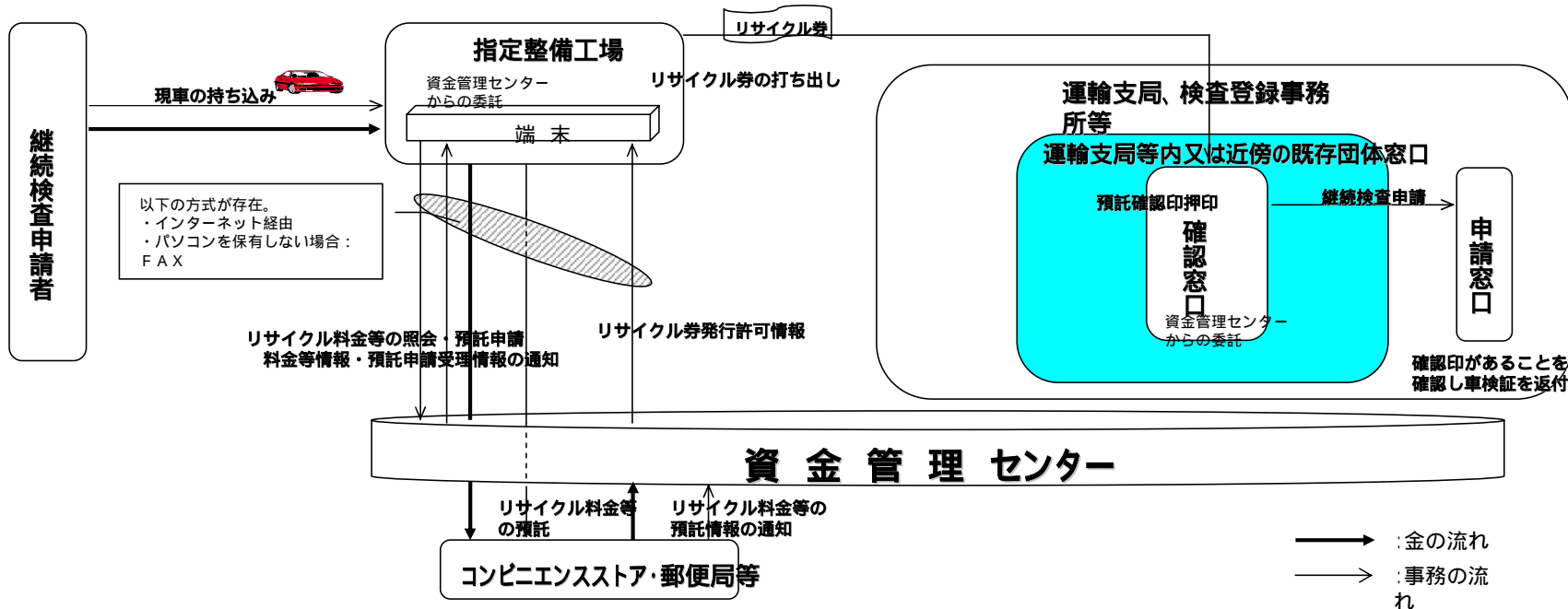
以上

1. 継続検査時預託 : 認証整備事業者等経由、ユーザー車検で行う継続検査(約1000万台/年)に対応したリサイクル料金等の預託



運輸支局・検査登録事務所等への現車の持ち込み。  
 、登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理センターにリサイクル料金等を照会し、請求書付きリサイクル券を打ち出す。  
 請求書付きリサイクル券を支払窓口に提示し、リサイクル料金等を預託。  
 切り離されたリサイクル券を自動車検査票等と共に確認窓口に提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨旧自動車検査証に押印。  
 押印された旧自動車検査証等を含め必要書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。  
 申請窓口においては、旧自動車検査証等に確認印があることを確認し新自動車検査証を返付。  
 団体はリサイクル料金等を資金管理センターへ送付

## 2. 継続検査時預託：指定整備事業者等経由で行う継続検査（約2200万台/年）に対応したリサイクル料金等の預託



指定整備工場への現車の持ち込み。

登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理センターにリサイクル料金等を照会するとともに預託を申請。

資金管理センターからリサイクル料金等情報・預託申請受理情報を通知。

リサイクル料金等の預託

(1) 口座引落(月2回の引落を想定)

(2) コンビニエンスストア利用(SPC・払込票をコンビニに提示)

(3) 郵便局利用(自社の郵便局口座から資金管理センターの口座へ自動払込み)の3方式

、 、 コンビニエンスストア、郵便局から資金管理センターへリサイクル料金等預託情報が通知され、リサイクル券の発行が許可される。

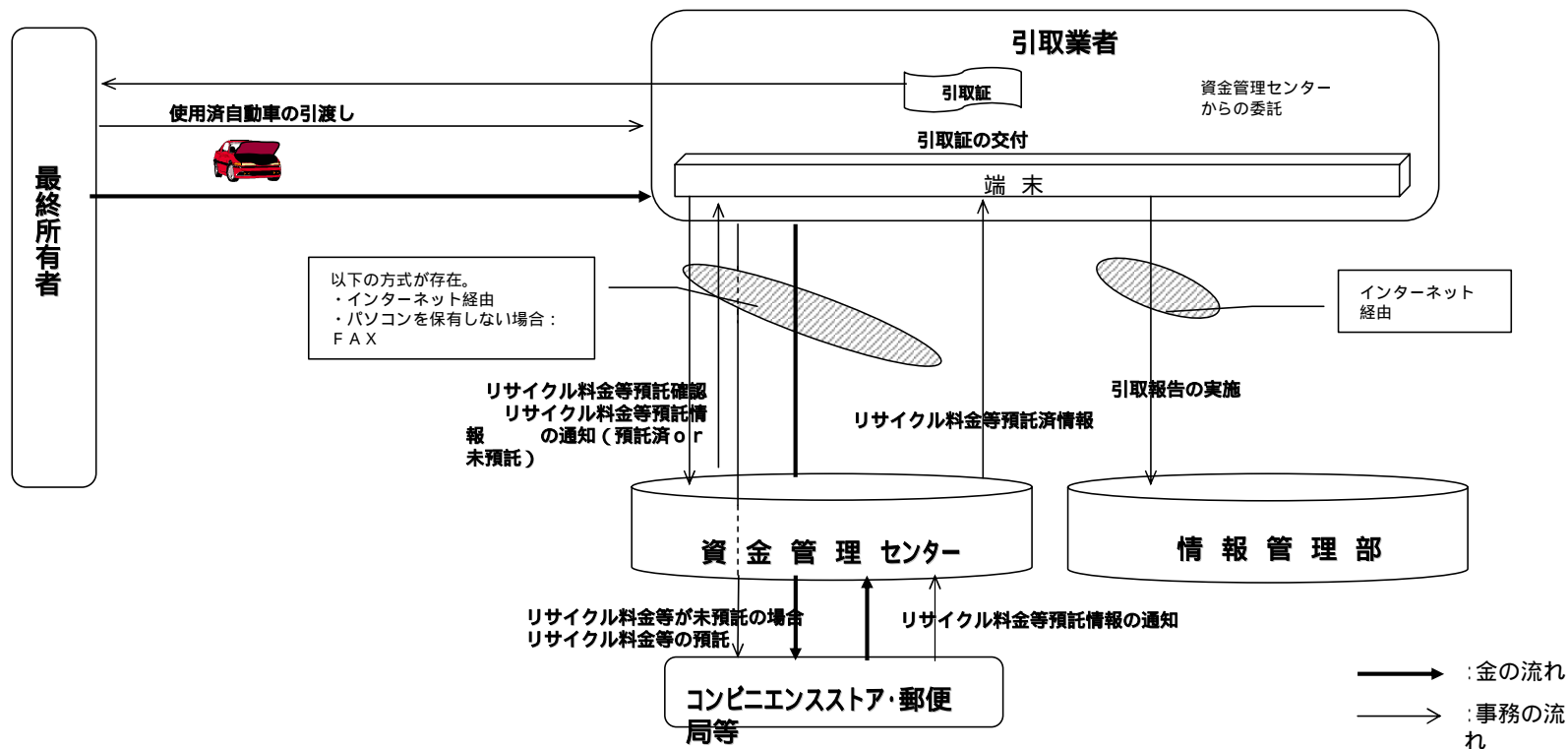
これを受けて、指定整備工場においてリサイクル券を打ち出す(口座引落の場合、預託申請を受理した時点でリサイクル券の打ち出し可)。

リサイクル券を旧自動車検査証等と共に確認窓口へ提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨保安基準適合証に押印。

押印された旧自動車検査証等を含め、必要な書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。

申請窓口においては、旧自動車検査証等に確認印があることを確認し新自動車検査証を返付。

### 3. 引取時預託



最終使用者は引取業者に使用済自動車の引取りを要請。

登録・車両番号又はリサイクル券番号及び車台番号を用いて預託確認。資金管理センターから預託済又は未預託情報を通知。

預託済の場合    へ。

未預託の場合    へ。

リサイクル料金等の預託

(1) コンビニエンスストア利用 (SPC・払込票をコンビニに提示)

(2) 郵便局利用 (自社の郵便局口座から資金管理センターの口座へ自動払込み)

(3) 口座引落 (月2回の引落を想定) の3方式。

、 、 コンビニエンスストア、郵便局から資金管理センターへリサイクル料金等預託情報が通知され、引取報告の実施を許可。

これを受けて引取業者において引取証を交付。

(システムから引取証として利用できる書面の打出しを可能とする方向)

(口座引落の場合、預託申請を受理した時点で引取報告可)

引取業者において引取報告を実施。